

給湯器工事の取り扱いについて

給湯器の交換工事を行う場合、改修前後の給湯器の種類の組み合わせにより、工事種別が特定性能向上工事、またはその他性能向上工事になるもの、補助対象にならないものがあります。

高効率給湯器については、評価基準^{注1}を満たし、かつリフォーム前から効率が向上していることがわかる場合のみ補助対象となります。したがって、評価基準を満たしている高効率化等設備であることを様式8上に明記してください。また、改修前後の給湯器の性能を確認するために、改修前後の給湯機について、カタログを添付するか、「メーカー名」と「品番」の分かる資料を添付、又は「メーカー名」と「品番」を平面図等に記入してください。

下記により、どのパターンにあたるかをご確認ください。

注1:省エネルギー対策の評価基準「改修タイプ」で定めている高効率化等設備の効率等の基準のことであり、原則としてこれを上回る設備を導入する場合に補助対象となります。

A. 改修タイプの場合

下図パターン1~2の場合に補助対象となります。下図パターン2の場合はその他性能向上工事とします。

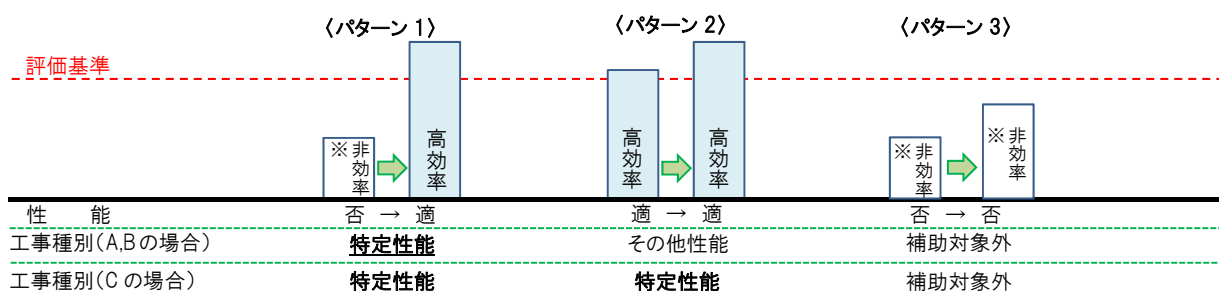
B. 外皮の断熱性能の計算により基準への適合を確認する場合

外皮平均熱貫流率等の計算又は仕様基準(断熱等性能等級)により基準への適合を確認する場合、基準適合に給湯器の種別は関係ありませんので、Aと同様の方法で補助対象となるか判断します。

C. 一次エネルギー消費量の計算により基準への適合を確認する場合

一次エネルギー消費量の計算により基準への適合を確認するものについては、より性能の高いもの、かつ評価基準を満たすものへ交換することで、住宅全体の設計一次エネルギー消費量を削減される場合には特定性能向上工事と扱います。したがって、下図パターン2の場合も特定性能向上工事とします。

図:給湯器工事のパターン



※リフォーム後が非効率のもの、リフォーム前より性能が下がるものについては、補助対象外。

※非効率:評価基準に適合しない給湯器を指す。